

第 264 回 大阪海区漁業調整委員会 次第

1 日 時 令和 7 年 2 月 14 日（金曜日）

午後 3 時 00 分から

2 場 所 大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室

3 議 題

（1）漁業許可の公示

（2）大阪府漁業調整規則の一部改正（案）

（3）その他

- ・ 刺網等漁業に係る委員会指示の検討
- ・ 漁業権の変更要望
- ・ 豊かな海づくりプランの策定
- ・ 大阪府における 2025 年漁期のイカナゴ調査結果

第264回海区委員会
資料1

大阪府漁業調整規則第11条第3項に基づく公示内容について(案)

令和7年2月14日

1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
刺網	1隻	10トン未満	—	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	なし
たこつぼ漁業	1隻					周年	
あなごかご漁業	1隻					周年	
ひきなわ漁業	9隻					8月1日から2月15日まで	

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

2. 申請すべき期間

刺網漁業:公示日から1ヵ月間
その他漁業:公示日から2ヵ月間

水 第 2557 号
令和7年2月14日

大阪海区漁業調整委員会
会長 今井 一郎 様

大阪府知事 吉村 洋文



大阪府漁業調整規則の一部改正について（諮問）

標記について、別添のとおり大阪府漁業調整規則を一部改正したいので、漁業
法第57条第5項及び水産資源保護法第4条第7項の規定により諮問します。

【担当】

環境農林水産部水産課

指導・調整グループ 池田

TEL：06-6210-9939

E-mail：lkedaEit@mbx.pref.osaka.lg.jp

(案)

大阪府漁業調整規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 年 月 日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第 号

大阪府漁業調整規則の一部を改正する規則

第一条 大阪府漁業調整規則（令和二年大阪府規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第四十五条 （略） 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。 第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条から第三十八条まで、第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定に違反したとき。 二 第四十一条第三項の規定により付けた条件に違反したとき。 三 第二十三条第一項、第四十条第二項又は第四十四条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。 2 （略） 第五十一条 第二十五条第一項（第四十二条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第三十九条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。	（衛星船位測定送信機等の備付け命令） 第四十五条 （略） 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条から第三十八条まで、第四十条第一項又は第四十一条第一項の規定に違反した者 二 第四十一条第三項の規定により付けた条件に違反した者 三 第二十三条第一項、第四十条第二項又は第四十四条第一項の規定に基づく命令に違反した者 2 （略） 第五十一条 第二十五条第一項（第四十二条第八項において準用する場合を含む。）、第三十一条又は第三十九条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

第二条 大阪府漁業調整規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲 罰若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 一三 （略） 2 （略）	第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 一三 （略） 2 （略）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の大阪府漁業調整規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。